



平成29年12月27日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県特別職報酬等審議会
会 長 遠 藤 哲 哉

議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額等について（答申）

平成29年10月11日付け青人第435号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見等は下記のとおりです。

記

1. 議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する審議会の意見

知事の給料については次表の額に改定し、議員報酬の額及び副知事の給料の額については現行の額に据え置くことが適当である。

職 名	給料月額
知 事	1, 2 6 0, 0 0 0 円

2. 給料の改定時期及び知事等の退職手当に関する各委員の意見

(1) 知事の給料の額の改定時期

知事の給料の改定時期を平成30年4月1日とすることは適当である。

(2) 知事及び副知事の退職手当

知事及び副知事の退職手当を次表の支給割合に改正することは適当である。

職 名	退職手当の支給割合
知 事	1 0 0 分の 5 5 程度
副 知 事	1 0 0 分の 4 0 程度